

平成 29 年第 1 回定例会

富良野市議会会議録（第 2 号）

平成 29 年 2 月 28 日（火曜日）

平成 29 年第 1 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 29 年 2 月 28 日（火曜日）午前 10 時 00 分開議

◎議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告
調査第 4 号 防災計画について
調査第 5 号 市民の文化推進について
都市事例調査
調査第 6 号 除排雪対策について
- 日程第 2 公設地方卸売市場調査特別委員会報告
- 日程第 3 監査委員報告（例月出納検査結果報告 平成 28 年度 11 月分、12 月分）
（定期監査報告）
（財政援助団体監査報告）
- 日程第 4 議案第 34 号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 報告第 1 号 専決処分報告（平成 28 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 6 報告第 2 号 専決処分報告（自動車事故の損害賠償及び和解について）
- 日程第 7 報告第 3 号 専決処分報告（平成 28 年度富良野市一般会計補正予算（第 11 号））
- 日程第 8 議案第 10 号～議案第 33 号（提案説明）
- 日程第 9 予算特別委員会設置

◎出席議員（18 名）

議 長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	8 番	天 日 公 子 君
	1 番	大 栗 民 江 君		2 番	宇 治 則 幸 君
	3 番	石 上 孝 雄 君		4 番	萩 原 弘 之 君
	5 番	岡 野 孝 則 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	岡 本 俊 君		9 番	日 里 雅 至 君
	10 番	佐 藤 秀 靖 君		11 番	水 間 健 太 君
	12 番	関 野 常 勝 君		13 番	渋 谷 正 文 君
	14 番	後 藤 英 知 夫 君		15 番	本 間 敏 行 君
	16 番	広 瀬 寛 人 君		17 番	黒 岩 岳 雄 君

◎欠席議員（0 名）

◎説明員

市	長	能登芳昭君	副	市	長	石井隆君
総務部	長	若杉勝博君	市民生活部	長	長沢和之君	
保健福祉部	長	鎌田忠男君	経済部	長	原正明君	
建設水道部	長	吉田育夫君	看護専門学校	長	澤田貴美子君	
総務課	長	高田賢司君	財政課	長	柿本敦史君	
企画振興課	長	西野成紀君	教育委員会	委員長	吉田幸男君	
教育委員会	教育長	近内栄一君	教育委員会	教育部長	遠藤和章君	
農業委員会	会長	東谷正君	農業委員会	事務局長	佐藤正義君	
監査委員		宇佐見正光君	監査委員	事務局長	高田敦子君	
公平委員会	委員長	中島英明君	公平委員会	事務局長	高田敦子君	
			選挙管理委員会	事務局長	大内康宏君	

◎事務局出席職員

事務局	長	川崎隆一君	書	記	今井顕一君
書	記	澤田圭一君	書	記	倉本隆司君

午前10時00分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

○議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、
岡野孝則君
後藤英知夫君
を御指名申し上げます。

行 政 報 告

○議長(北猛俊君) この際、あらかじめ申し出のありました、市長の行政報告に関する発言を許可いたします。
市長能登芳昭君。

○市長(能登芳昭君) **〔登壇〕**
おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、行政報告いたします。

1、富良野市産業研修センター農機具格納庫の火災についてであります。

1月17日午前6時50分ごろ、RDFボイラー熱供給事業を行っていた富良野市宇山部東21線12番地、富良野市産業研修センター農機具格納庫から出火し、木製の正面扉を消失、ボイラー設備のクレーン及び電気設備の一部が損傷いたしました。迅速な消火活動により、午前7時50分に鎮火を確認したところであります。

なお、出火の原因につきましては、鎮火後の富良野警察署、富良野広域連合富良野消防署の現場検証の結果、格納庫内に保管していたボイラー灰の残り火から出火した可能性が高いとの見解でありました。

本RDFボイラー熱供給事業につきましては、富良野エネルギーサービス株式会社が主体となり維持管理を行い、生涯学習センターに熱供給を行っていたところであります。現在、早期の運転再開に向けて、格納庫とRDFボイラー設置の復旧工事を進めているところであります。

2、鉄道の維持・存続に向けた要請についてであります。

上川地方総合開発期成会副会長として、宗谷地域総合開発期成会及びオホーツク圏活性化期成会とともに、1月18日、国土交通省北海道運輸局、北海道、北海道議会に対し、また、1月24日には、国土交通省鉄道局、道内選出国會議員に対し、鉄道の維持・存続に向けた要請を

行ってまいりました。

3、地域センター病院の常勤医師の派遣・確保に関する要請についてであります。

1月27日、国立大学法人旭川医科大学長に対し、富良野市議会議長及び社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院長とともに、地域医療に貢献する医師の養成と確保に向けた連携協定に基づく富良野市医師養成確保修学資金貸付制度への協力と、地域センター病院である富良野協会病院への常勤医師の派遣・確保について要請をしてまいりました。

4、富良野市内七つの郵便局との地域協力に関する協定の締結についてであります。

2月15日、富良野市内七つの郵便局と富良野市とは、配達などの郵便業務中に、高齢者、障がい者、子供らの異変に気づいたとき、道路の異状を発見したとき、不法投棄が疑われる廃棄物等が発見したとき、郵便局から富良野市へ情報提供するための地域における協力に関する協定を締結いたしました。

5、セブン-イレブン・ジャパンとの地域見守り活動、及び災害時の物資供給等に関する協定の締結についてであります。

2月17日、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと富良野市とは、高齢者や子供の地域見守り活動及び地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資の調達や供給並びにセブン-イレブン店舗の営業継続または早期営業再開に係る協力について協定を締結いたしました。

以上であります。

○議長(北猛俊君) 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第1

所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告

○議長(北猛俊君) 日程第1、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議題といたします。

本件に関し、順次、報告を求めます。

最初に、調査第4号について。

総務文教委員長萩原弘之君。

○総務文教委員長(萩原弘之君) **〔登壇〕**
おはようございます。

総務文教委員会より、調査第4号、防災計画についての調査の経過と結果を報告いたします。

本委員会では、このたびの災害対策と富良野市地域防災計画について、担当部局に資料の提出と説明を求め、市民の目線に立って、減災・防災対策のあり方を議論し

てまいりました。

災害発生時における初動体制の確立に必要な事項として、自主防災組織の設立と活動の推進、情報発信、避難所の運営体制、備蓄、近隣自治体・民間事業者・関係機関との連携や協定、この5点について議論経過をまとめたところであります。

以下、争点のみ申し上げます。

(1) 自主防災組織の設立と活動の推進について。

自主防災組織の設立が進まない一因として、町内会の高齢化による役員の担い手不足や組織力の低下が上げられました。設立に当たっては、活動の趣旨や設立時、設立後の取り組み内容を市民に理解をいただきながら設立の促進に努められ、十分な合意形成のもと組織ができるように支援すべきであります。

また、平時の備えや自助の大切さを町内会、家庭等で話し合う、身近なところから組織設立の動機づけを行い、全地区で組織されることを目標にされたいところあります。さらに、設立後も継続した活動ができるよう、出前講座にとどまらず、積極的な情報提供や防災関連行事の開催など、切れ目のない啓発活動が求められます。

(2) 情報発信について。

避難所の開設や避難勧告の情報、災害の概要、被害の状況などの周知方法について議論をしてみました。

市民、観光客など、広く周知をする際には、従前の方法や検討中の方法に加え、災害情報専用の電話回線の開設などによって、漏れのない情報発信と危機意識の喚起が必要であります。

また、ふだんから防災への意識を高めるために、平時の備えや、緊急時に必要な情報を記した防災ガイドマップを活用することが有効だと考えます。市民の身近になれば宝の持ち腐れとなってしまうことから、初動体制を1枚にしたダイジェスト版の発行などとあわせて、ふだん目にする場所への掲示を促されたいところあります。

(3) 避難所の運営体制づくりについて。

平成26年から28年に市が開設した避難所運営の課題や設備の利用などを議論してみました。

避難所内のスペースや設備の利用に関する取り決めがなく、要配慮者への対応、ペットの救護場所、駐車場の確保などが課題として挙げられました。その解決のために、地区の人口や施設の収容人数、スペースの利用方法など、各避難所に応じた取り決めが求められます。

また、職員による避難所運営とあわせて、市の通常業務を継続させることも必要であることから、職員配置や業務内容などを整理した業務継続計画を策定されたいところあります。

(4) 備蓄について。

備蓄の量や種類、保管場所の分散化、非常食の有効な

利用法に意見が集中いたしました。

何らかの事情で持参できなかった方や要配慮者のために、品目や目標量を定めて、計画的に備蓄をすることが必要であります。

また、交通網の寸断に備えて、食料品、生活物資を精査し、分散させることも検討されたいところあります。

さらに、物資の備蓄に当たっては、市民からの寄贈などを幅広く受け入れる仕組みを整え、地域の防災組織等で共有する体制も有効であると考えます。

市では、家庭における備蓄として3日分の食料と生活物資の準備を市民に呼びかけていますが、その意識に温度差が見受けられます。備蓄の充実や備えを万全にするため、市が備蓄した食料の期限が来る前に、防災関連のイベントや自主防災組織等の活動に提供するなど、有効に活用することが望ましいと考えます。

(5) 近隣自治体・民間事業者・関係機関との連携や協定について。

昨年の災害復旧の支援と対策を踏まえ、まず、近隣自治体との防災協定の必要性について議論しました。

組織間の連携や人材、物資の相互支援などの協力体制を強化し、迅速に復旧作業を進めるための制度設計が不可欠ではないかと考えます。

また、民間業者との防災協定は、先方の協力体制や緊急時における資機材の確保など、協定の内容や連絡体制を定期的に確認し合うよう調整されたいと存じます。

富良野市地域防災計画は、自然災害や事故災害から市民の生命と財産を保護するため、行政、市民、民間業者、関係機関が、対策に当たることを目的としています。市は、本計画の実効性をさらに高め、被害を最小限に抑える役割があります。そのために、それぞれの立場における行動計画を策定し、迅速な初動体制を確立するなど、平時から減災対策に取り組まれることが求められます。

結びに、本計画の改定に当たっては、女性や要配慮者などから幅広く意見を取り入れ、より実態に見合ったものを目指し、市民とともにある防災行政を推進されたいところあります。

全文につきましては、議会ホームページを御一読ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号及び都市事例調査について。

市民福祉委員長今利一君。

○市民福祉委員長（今利一君） ー登壇ー
調査第5号、市民の文化推進について。

市民福祉委員会より、調査第5号、市民の文化推進について、結果について報告いたします。

お手元の資料の3ページをお開き願いたいと思います。中段ほどから読んでまいりたいと思います。

本委員会として市民の文化推進について、調査において確認された事項を踏まえ意見交換を行ったところ、次の意見の一致を見たところであります。

1点目は、文化活動の二極化であります。

本市の文化振興の現況を見ると、一つは、演劇工場を中心にした文化活動であります。

指定管理者制度を導入し、民間活力を生かした事業展開により、演劇によるまちづくりを標榜し、全国にその活動が発信されるなど、芸術文化活動の拠点となっております。

演劇祭では、市民が参加し、参加した小・中学校では、演劇力の向上はもとより、コミュニケーション能力の向上が見られ、その効果の大きいことが挙げられております。

もう一方は、富良野文化会館を中心にした市民文化活動であります。

文化団体協議会に所属する加盟団体を中心に、市民総合文化祭を開催し、日ごろの文化活動の発表の場として広く芸術文化活動が行われております。

しかし、参加団体個人の減少が見られ、特に若い世代の市民への芸術文化に親しむ機会を拡充することが課題となっております。文化団体活動への理解を深めることが求められております。

このように文化活動が二極化されている現状であるが、お互いの利点を融合させ、相乗効果を上げていくことを、今後、検討されたいと存じます。

2点目は、芸術文化の継承であります。

文化活動の継続性については、冒頭でも触れたところでありますが、特に過疎地は高齢化や人口減少により地域が衰退する中、その活動をどのように守り、地域に文化を根づかせていくためにはどのようにしたらよいか、課題となっているところであります。人と人との関係が以前と比べて薄くなっていることも取り上げられるが、芸術文化活動を通して交流をふやしていくことが地域の魅力づくりにもつながり、そのためには文化に触れる機会、参加する機会をふやし、継承していくことが重要であります。

3点目は、若く新しい芸術文化活動であります。

2点目で芸術文化活動の継承に触れたところでありますが、その継続性を保っていく上では若い世代の活動を伝えていくことが求められております。若い世代が何を求めているのか、それをどのように伸ばしていくのか、ニーズを捉え、新しい感性の芸術文化活動を振興することも必要であります。その上で、古いものと新しいもの

とが融合し、総合的な文化活動としてまちづくりの振興発展に役立つものと考えられます。

4点目は、活動の情報の集積と提供であります。

文化活動が広がらない理由の一つには、団体や個人の文化活動が市民に余り知られていないことが挙げられます。さまざまな文化活動について視野を広げていくと、文化協会などに所属せず活動するサークル、団体、個人が存在し、誰がどのような活動を行っているかを知られていない事例があります。

文化活動を広く市民に知ってもらうために、その情報を集積し、必要とする情報を市民に伝えられるような仕組みづくりが必要と考えられます。人と人とのつながりの希薄化、地域間コミュニティーの不足が叫ばれる中、多くの自治体は、この事態をどのように乗り切るかを模索しております。人と人とのつながりの深い芸術文化活動は、こうした警鐘を鳴らすだけでなく、まちづくりに大きく寄与しております。

富良野の文化継承、振興に当たっては、これまで活動を続けてきた各団体への支援のみならず、各地にある小さな団体にも目を向け、活動を継承していくシステムづくりが求められております。

以上、本委員会からの報告といたします。

続きまして、都市事例調査について御報告申し上げます。

調査地は、山口県宇部市、大分県日田市であります。日程は、2月7日から2月9日の3日間でありました。これもまた、考察のみを御報告申し上げたいと思っております。

2ページ目、後段をお開きください。

宇部市においては、戦後復興の中から生まれた市民運動による緑と花と彫刻のまちづくりを継承発展するなど文化をまちづくりの要素として位置づけ、文化の薫り高い多彩な施策を展開してきたと考えていました。成熟した社会の中で、心のよりどころとするものは何か、人間の幸せの原点は何か、これらを追求し、求めていったときに出た答えが文化になったと想像いたします。

将来のある子供たちのために、障がい者向けチケット、生活困窮者向けの対応など、まだ不足していると言いながらも、多くの住民に夢と感動、感銘を与える機会をつくってございました。文化振興を進める上で、住民の満足度を高めようとした結果、文化の薫るまちづくりにつながり、文化振興を通じた人と人とのつながりにより心が豊かになるものと実感いたしました。

本市においても、NPO法人ふらの演劇工房や文化協会などの活動を通じて、市民が芸術文化に触れる機会は十分に存在いたしますが、団体間の連携、市民の文化意識の高揚などをさらに図ることができれば、文化振興が精神的な事業としてではなく、地域経済の発展につなが

ると考えられます。

文化は、人に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、豊かな人間性や創造力を育み、人を育て、人と人とのつながりを生み出すものであり、子供たちの健やかな成長や心豊かな市民生活のために欠かせないものであります。本市独自の文化の継承と発展は、市民福祉の向上、地域経済の活性化、地域のブランド化につながり、観光振興に寄与するものと考えられ、今後も、なお一層の向上、発展に期待するものであります。

続きまして、大分県日田市、4ページの考察のみだけ御報告申し上げます。

日田市の市民文化会館パトリア日田は、日常の鑑賞型施設だけではなく、さまざまなイベントの開催により、人々が集い、交流し、地域文化の創造と発信によるまちづくりの拠点としての役割を担うものとしてつくられました。地元の演劇関係者など多くの市民、団体のほか、県内外からの施設利用も盛んであり、文化のまちを内外にアピールする文化振興の核となる施設であります。

また、文化振興計画は、総合計画を上位計画とし、文化振興に係る市の施設を横断的につなげ、芸術文化、メディア芸術、文化財、伝統芸能などを対象とする文化の領域を指針に盛り込み、市民の評価も高く、まちの活性化が図られていることが伺うことができました。

本市の文化に関する歴史は、日田市と比べて浅いものの、文化の本質は同じであり、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、豊かな人間性をつくり出してきております。施設の充実はもちろんであります。鑑賞だけの文化にすることなく、主体性を持って多くの住民が文化振興にかかわることで心豊かになり、経済発展の原動力につながるものと感じたところであります。

以上、市民福祉委員会からの報告といたします。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で市民福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第6号について。

経済建設委員長黒岩岳雄君。

○経済建設委員長（黒岩岳雄君） -登壇-

経済建設委員会より、調査第6号、除排雪対策についての調査の結果について報告いたします。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、また、市道各路線の除排雪状況並びに市内雪堆積場の状況など現地確認もあわせて行い、調査をしてまいりました。

富良野市の除排雪業務は、現在、市道実延長678.9キロメートルに対し、雪割り除雪、仲通り除雪も含めた除雪延長が571.8キロメートルあり、市道実延長に対する除雪

割合は84.2%に達しております。

排雪については、除雪路線延長411.3キロメートルの23.7%に当たる97.3キロメートルで実施され、積雪の状況を見ながら年間2回ないし3回の排雪作業が行われております。

除排雪の体制については、平成26年度より市内業者で構成される富良野維持管理協同組合に一括委託してから今年で3年目を迎え、現在は8業者による体制のもとで、除排雪費用の節減、地区を超えた柔軟な対応、除排雪作業にかかわる技術の継承などを目指してきております。

除雪においては、市街地の幹線道路のほか、農村地区の交通量が少ない生活路線まで行き届いており、冬期のライフラインを確保する重要な業務であると改めて認識したところであります。

近年は、短時間に集中して起こる多量の降雪や暴風雪、暖気による冬場の降雨など、異常気象が頻発し、農村地区の吹きだまりや暖気によって緩んだ路面を速やかに処理できるよう、臨機応変に出動できる体制づくりが望まれます。

また、市内公共施設等において各種行事が行われる場合は、その施設周辺で通行車両が極端に多くなり、降雪時と重なった場合は、路面状況が悪化し、行事の開催に支障が生じることも考えられます。そのため、事前に情報収集を行い、通常のルートより先回りをして除雪するなど、事故や混雑を未然に回避できるような体制づくりも必要と思います。

排雪においては、障害となる街路樹や資源回収ステーション等の周辺箇所も細やかに排雪されており、作業に従事するオペレーターの方々を持つノウハウが十分生かされていることが確認できました。しかし、委託業者のオペレーターの在籍状況を見ると、60代の熟練者が多く、高齢化が進んでおります。市道の除排雪作業になれるまで、民間での経験を含めて、少なくとも五、六年はかかると言われております。そのため、いまから後継者を育成しなければ、近い将来、どこの業者もオペレーターの確保が困難になることが想定され、行政としてオペレーターの雇用や技術向上のための支援制度を検討いただきたいと思います。

市内の雪堆積場は、公共の雪捨て場として、富良野大橋、五条大橋、山部の3カ所を市民向けに開放しております。商店街の除排雪を請け負っている業者からの持ち込み要望も多くなっており、除排雪のルールを遵守した上で、柔軟な対応を図っていただきたいと思います。

また、現在、駅東側で排雪された雪を清水山の堆積場まで運搬しているため、作業効率と経費の面から駅東側に新たな堆積場の確保を検討していただきたいと思います。

除排雪作業は、冬期間の市民生活を支えるべく、市民

と密接にかかわりのある行政サービスであり、これまで、本市では、市民の除雪作業軽減を図るために、各家庭の玄関前や車庫前の間口処理を実施してきております。しかし、作業工程の都合上、敷地前に雪が残る場合があり、それらの雪を全て除雪するよう要求したり、さらには、敷地内の雪を多量に道路に放出して除雪を要求するなど過剰な市民要求もあり、対応に苦慮しているのが実情であります。

また、住宅密集地では雪捨て場にも限界があり、道路脇に雪が高く積まれている箇所があり、特に雪にふなれな観光客や観光バスが多く往来する地域では、交通安全上、見通しが悪く危険な箇所も見受けられます。

除排雪対策は、行政と市民が協働で進めることが不可欠であり、できる限り敷地内の雪は各自で処理されるよう市民の協力を求めるとともに、行政側にも、交差点や道路脇の雪堆積状況を注視しながら、交通事故が起こらないよう十分な配慮が求められております。

さらに、高齢、障がい者等の世帯に対しては、間口処理を含めたきめ細かな除雪対応が必要とされております。日ごろから町内会等で独居世帯の見守りなど情報共有が行われ、地域内で除雪に関して理解し合えるコミュニティーの形成も重要であります。

以上、本委員会での議論内容について述べましたが、除排雪対策は、北国の厳しい自然と向き合いながら、市民の冬の生活基盤を守る根幹となる公共サービスであり、今後とも少子高齢化、医療、福祉、子育てなど多様な連携を図りながら、市民の安全・安心な冬の暮らしが守られるよう、その対策の推進に努めていただきたいと思います。

以上で、経済建設委員会の事務調査報告を終わります。

○議長（北猛俊君） たいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終了いたします。

日程第2 公設地方卸売市場調査特別委員会報告

○議長（北猛俊君） 日程第2、前会より継続調査の公設地方卸売市場調査特別委員会報告を議題といたします。

本件について報告を求めます。

公設地方卸売市場調査特別委員長岡本俊君。

○公設地方卸売市場調査特別委員長（岡本俊君） 一登壇

公設地方卸売市場の現状と今後のあり方について報告いたします。

平成28年第4回定例会において設置された公設地方卸売市場調査特別委員会より、公設地方卸売市場の現状について及び地方卸売市場の民営化についての調査を行った審議経過と結果について報告いたします。

近年、卸売市場の取り巻く環境は、少子高齢化による社会構造の変化や消費者ニーズの多様化の中で、小売業界の縮小・再編、市場外流通の拡大、ICTを活用した通信販売による物流の進展、産地生産者の高齢化など、大きく変化している現状にあります。

このような中で、富良野圏域における流通も、大型小売店のシェア拡大、店主の高齢化など、さまざまな環境変化により、公設地方卸売市場における年間取扱量は減少傾向にあり、さらに、今後、買い受け人の減少が見込まれるところであります。

本委員会では、富良野圏域の拠点卸売市場として、富良野市民の台所として、富良野市公設地方卸売市場の今後の運営のあり方について検討するため、担当部局に資料の提出と説明を求め、さらに昭和48年の富良野市議会公設地方卸売市場調査特別委員会の報告などを参考に調査を行ってきました。

昭和47年第4回定例会において、公設地方卸売市場調査特別委員会が設置され、地方卸売市場の公設化について調査、審査を行い、昭和48年第1回定例会で、最終の報告が行われました。

議論経過で、当時の民営市場では、流通環境の大型化と、国、道の市場整備方針に対応することが困難となっており、加えて、当時の物価高騰を受けた中での価格安定、また、食料品の安定供給に向けた地方卸売市場の公設化を行い、富良野生活圏の食糧供給拠点として市民生活に寄与することなどを基本に、次の3点が挙げられました。生鮮食料品の流通の円滑化と物価安定を図る、入荷数量、卸売価格等を公表することにより、卸売業者の対外信用度を増大する、地域流通の集配拠点に位置づける。

また、公設化された場合の運営について、1点目として、各界代表の意見も十分に反映されるよう審議会等の設置を強く望む。2点目として、大口業者で、現在、富良野卸売市場を利用していない事業者が多く、この大口業者とも取引できるよう経営の拡大を図り、富良野生活圏としての商業振興に寄与すること。3点目として、卸売業者は、有形固定資産を市が買収することにより、それらの財源を運転資金として消費者に少しでも還元できるよう指導すること。4点目として、現状の施設は、冬の暖房、夏の定温等についても問題が多く、卸売市場を円滑に運営するためにも早急に対処すること。以上4点の意見を付し、道の市場整備計画に基づいて、今後の富良野地方の拠点市場として公設化が妥当であるとして報告されました。このような中、北海道卸売市場整備計画

に基づき、富良野市公設地方卸売市場は、昭和49年4月に開設し、富良野圏域の拠点市場、そして、富良野市民の台所として生鮮食料品の安定確保に努めてきたところでもあります。

近年の生鮮食料品の流通は、テレビやインターネットを用いた通信販売、産地直送など新たな流通手段の普及や、生産者による直売の台頭、大型量販店の産地買いつけの増加や流通センターの整備などにより、全国的な傾向として市場経由率が減少している現状であります。本市においても、市民の食生活やライフスタイルの変化から、生鮮食料品等の消費減少、小規模な専門小売店の減少、さらに買い受け人の高齢化、廃業などにより、市場経由の流通は毎年減少傾向にあり、卸売市場を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

しかし、富良野市公設地方卸売市場は、消費地市場でありながら、生産地市場としての機能をあわせ持ち、地場産野菜を全国に流通させ、買い受け人を通じて地域へ流通させる地産地消に貢献しています。

また、過疎地における生鮮食料品の供給を担っている買い受け人もおり、当市場は間接的に過疎地への生鮮食料品供給の大きな役割を担い、これまで果たしてきた公設卸売市場の機能は高く評価するものであります。

地域流通の集配拠点とする卸売市場機能は、富良野圏域に欠かすことのできないものであり、これまでは公益性が重視されてきたが、相対取引の増大と大型量販店の拡大により、流通における卸売市場に求められる役割が変化してきており、市場間の競争や他の流通手段との競争などが激化しています。実需者や消費者等のニーズが高度化、多様化する中で、これらに柔軟かつ迅速に対応することが求められております。役割の変化に即応した体制づくりに民間の持つ情報とノウハウが求められております。

また、情報化が進み、価格相場形成、安定供給に対して、行政の関与はほとんど必要としない状況になっています。実際、道内の公設卸売市場の中にも、公設から民設民営に移行した卸売市場や廃業を選択した卸売市場の例がふえています。こうしたことから、富良野市公設地方卸売市場についても、公設ではなく民営化する時期に来ているとの意見の一致を見たところでもあります。

今後も時代の趨勢によって流通環境は変化することが想定されるため、以下の点について留意すべきであります。

1点目、富良野圏域における食の台所として卸売市場機能を現在地において維持継続するよう配慮すること。

2点目、現在、卸売市場を利用する買い受け人が今後も仕入れを継続できるよう配慮すること。

3点目、土地・建物、設備については、卸売市場機能を継続できるよう卸売業者に引き継ぐことが望ましい。

また、その引き継ぐ諸条件についても、市民に理解が得られるよう協議すること。

以上、特別委員会の調査報告といたします。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で公設地方卸売市場調査特別委員会の報告を終わります。

日程第3 監査委員報告

○議長（北猛俊君） 日程第3、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成28年度11月、12月分の2件、平成28年度定期監査報告及び財政援助団体監査報告であります。

本報告4件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第4

議案第34号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（北猛俊君） 日程第4、議案第34号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） ー登壇ー

議案第34号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員難波英昭氏は、平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、後任として東海林孝司氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、東海林孝司氏の経歴につきましては、別紙のとおりであります。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任に同意することに決しました。

日程第5

報告第1号 専決処分報告(平成28年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号))

○議長(北猛俊君) 日程第5、報告第1号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) ー登壇ー

おはようございます。

報告第1号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る平成29年1月17日付で専決処分を行いました平成28年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算について、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めたものでございます。

本件につきましては、去る1月13日に発生した市場冷凍庫の故障を修繕したものでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

議案第1号、平成28年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ183万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,666万3,000円とするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款総務費は、1項施設管理費で、冷凍庫の圧縮機の修繕に要する施設修繕料183万6,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

3款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金183万6,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(北猛俊君) 本件について、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、お諮りいたし

ます。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第6

報告第2号 専決処分報告(自動車事故の損害賠償及び和解について)

○議長(北猛俊君) 日程第6、報告第2号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長吉田育夫君。

○建設水道部長(吉田育夫君) ー登壇ー

報告第2号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る2月9日付をもって専決処分を行った自動車事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により御報告を申し上げるものでございます。

本件は、平成28年12月20日、上下水道課職員の運転する車両が、現地確認用務を行う途中、圧雪路面状況でありました若松町1番1号交差点の一時停止位置にとまれず、右側から来た相手方車両の左後部タイヤハウス付近と接触し、損傷を与える事故が発生したものでございます。

車両の損害金は、相手方左後部タイヤハウス等の修理代として16万7,184円でございます。

この事故は、圧雪路面における交差点での注意不足によるもので、富良野市の過失割合を9割とし、損害賠償額を15万466円として2月9日に示談を交わしております。

幸い、今回の事故においては、双方に人身等の被害はなく大事に至りませんでした。今後も職員の自動車運転に際しては安全運転に十分留意するよう指導を徹底してまいります。

○議長(北猛俊君) 本件について、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、報告第2号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第7

報告第3号 専決処分報告(平成28年度富良野市一般会計補正予算(第11号))

○議長（北猛俊君） 日程第7、報告第3号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

報告第3号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年2月13日付で、平成28年度富良野市一般会計補正予算について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

議案第1号、平成28年度富良野市一般会計補正予算第11号は、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億1,048万8,000円とするものでございます。

その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページの中段でございます。

3款民生費は、2項児童福祉費で、こども未来課の図書館移設に伴うローカウンター、サイドパネルなどの器具購入費33万円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、こども未来課の図書館移設に伴う間仕切りなどの施設修繕料、図書館3階ホール改修工事費、会議用テーブル、椅子などの器具購入費、667万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

21款諸収入は、5項雑入で、備荒資金組合交付金700万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

本件について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時06分 開議

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8

議案第10号から議案第33号（提案説明）

○議長（北猛俊君） 日程第8、議案第10号から議案第33号まで、以上24件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第10号、平成28年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第12号は、歳入歳出それぞれ4億6,112万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億7,161万5,000円にしようとするものと、繰越明許費10件、地方債の補正で追加1件、変更5件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

26ページ、27ページでございます。

1款議会費は、1項議会費で、委員費用弁償及び旅費、普通旅費、56万5,000円の減額でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、一般寄附金のうちのふるさと納税分を積み立てるふるさと応援基金積立金、国の補正に伴い市内の主な公共施設まで光通信回線を整備する情報通信基盤整備工事費などの追加、一般事務費の社会及び労働保険料、地域おこし協力隊派遣事業費に係る経費などの減額、4項選挙費で、参議院議員選挙費及び空知川上流土地改良区総代選挙費などに係る経費の減額、5項統計調査費で、基幹統計調査費に係る経費などの減額、差し引きいたしまして1億8,816万円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、保険基盤安定などの国民健康保険特別会計繰出金、利用増に伴う障害福祉サービス費、療養介護医療費などの追加、執行見込みによる介護保険特別会計繰出金、臨時福祉給付金給付事業費及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費の給付金及び事務経費の減額、2項児童福祉費で、利用者の増に伴う障害児通所給付費、人事院勧告による単価改正等に伴う地域型保育給付金などの追加、執行見込みによる児童扶養手当支給費、高等職業訓練促進給付金、認可保育所運営費、障がい児保育事業費及びへき地保育所運営費に係る臨時保育士賃金の減額、3項生活保護費で、平成27年度分の生活保護費負担金精算返還金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算返還金の追加、差し引きいたしまして2,930万2,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、圏域5市町村で取り組む地域センター病院産婦人科医師確保対策補助金などの追加、執行見込みによる各種予防接種委託料、乳幼

児医療費（市単独分）、妊婦健康診査委託料、各種検診委託料、看護専門学校の看護学校嘱託講師報酬、各実習に係る報償金などの減額、3項水道費で、簡易水道事業特別会計繰出金の減額、差し引きいたしまして85万1,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、国の補正に伴う防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金、産地パワーアップ事業費補助金、事業費の確定による草地生産力向上支援特別対策事業費補助金、道の事業調整による大沼地区農地整備事業負担金の追加、事業費の確定による青年就農交付金、草地畜産基盤整備事業負担金などの減額、差し引きいたしまして2億7,716万2,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、中心街活性化センター浴室の照明設備を修繕する施設修繕料16万9,000円の追加でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、事業費の確定による橋梁点検業務委託料、扇山橋架換工事費、南1号8線橋架換工事費などの減額、5項住宅費で、道の事業調整に伴う公営住宅解体工事費の追加、差し引きいたしまして300万6,000円の減額でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、寄附金を積み立てる教育基金積立金、貸付金返還額の増に伴う育英基金返還金積立金の追加、道の補助額確定による適応指導事業費に係る委員報酬、執行見込みによる高等学校バス通学費補助金、育英基金貸付金、特別支援教育推進事業費に係る臨時事務員賃金などの減額、2項小学校費で、事業費の確定による鳥沼小学校屋内運動場屋根外壁塗装工事費、執行見込みによる就学援助費（小）、特別支援教育就学奨励費（小）の減額、3項中学校費で、東中学校の特別支援教室に間仕切りを設置する施設修繕料の追加、執行見込みによる就学援助費（中）、特別支援教育就学奨励費（中）などの減額、4項幼稚園費で、補助上限の変更等による私立幼稚園就園奨励費補助金の追加、5項社会教育費で、図書館の図書消毒器を購入する器具購入費の追加、執行見込みによる教育バスの自動車借上料、事業費の確定による図書館冷房設備改修工事費の減額、差し引きいたしまして754万6,000円の減額でございます。

11款給与費は、1項給与費で、人事院勧告による勤勉手当などの増に伴う各種手当の追加、中途退職者等による一般職給料、組合負担率の改定による市町村職員退職手当組合負担金及び市町村職員共済組合負担金の減額、差し引きいたしまして3,340万円の減額でございます。

13款災害復旧費は、1項公共土木施設災害復旧費で、国の補助事業である布礼別川添線の災害復旧工事費1,000万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

13款分担金及び負担金は、1項負担金で、へき地保育所地域型保育給付負担金の追加、土地改良区総代選挙費負担金、草地畜産基盤整備事業負担金の減額、差し引きいたしまして910万円の減額でございます。

14款使用料及び手数料は、2項手数料で、看護専門学校の入学検定料36万円の減額でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、保険基盤安定負担金、公共土木施設災害復旧費負担金などの追加、生活扶助費等負担金、介護扶助費等負担金、児童扶養手当支給費負担金の減額、2項国庫補助金で、情報通信基盤整備推進補助金、地域居住機能再生推進事業補助金、幼稚園就園奨励費補助金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、東6条道路改良舗装事業交付金などの追加、臨時福祉給付金給付事務費補助金、臨時福祉給付金給付事業費補助金、扇山橋架換事業交付金などの減額、3項委託金で、富良野地域事業調整等委託金の追加、差し引きいたしまして1億1,523万3,000円の追加でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、国民健康保険基盤安定負担金、子ども子育て支援給付負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金の追加、権限移譲事務交付金の減額、2項道補助金で、重度障害者に係る市町村特別支援事業費補助金、地域づくり総合交付金、産地パワーアップ事業費補助金、草地生産力向上支援特別対策事業費補助金などの追加、多面的機能支払補助金、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金、青年就農支援事業交付金の減額、3項委託金で、参議院議員選挙啓発推進委託金の追加、参議院議員選挙委託金、諸統計調査委託金などの減額、差し引きいたしまして2億2,484万円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、ふるさと納税として受けた一般寄附金及び社会教育費寄附金2,100万円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、地域づくり推進基金繰入金、育英基金繰入金、318万円の減額でございます。

21款諸収入は、3項貸付金元利収入で、育英基金貸付金収入（現年度分）（滞納繰越分）の追加、5項雑入で、社会及び労働保険料の減額、差し引きいたしまして150万6,000円の減額でございます。

22款市債は、1項市債で、情報ネットワーク環境整備事業債、農業基盤整備事業債、扇山橋架換事業債、公共土木施設災害復旧事業債の追加、東6条道路改良舗装事業債、南1号8線橋架換事業債の減額、差し引きいたしまして1億1,420万円の追加でございます。

戻りまして、6ページでございます。

第2表繰越明許費補正は、国の補正予算による情報ネットワーク環境整備事業、防衛施設周辺農業用施設設置事業、産地パワーアップ事業、国の事業繰り越しに伴う社会保障・税番号制度カード交付事業、また、畜産・酪

農収益力強化整備等特別対策事業につきましては、台風の影響で事業着工が困難となったため、道営農業生産基盤整備事業、公営住宅建設事業につきましては、道の事業調整によるもの、地域振興消費拡大推進事業につきましては、補助対象であるふらの市内共通商品券の使用及び換金期限が平成29年度に及ぶため、道路災害復旧事業、河川運動公園災害復旧事業につきましては、昨年11月の降雪により事業完了が困難となったため、それぞれ記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3表地方債補正につきましては、国の補正に伴う情報ネットワーク環境整備事業費の起債の追加、農業生産基盤整備事業費は、道の事業調整及び事業費の確定によるもの、その他4件につきましては、事業費及び国費等特定財源の確定に伴う起債額の変更で、記載のとおりそれぞれ限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第11号、平成28年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ8,535万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億8,714万9,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

16ページ、17ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費で、財源振替でございます。

2款保険給付費は、1項療養諸費で、1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費、3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者等療養費の減額、2項高額療養費で、1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費は財源振替、4項出産育児諸費で、1目出産育児一時金、2目支払手数料の減額、合わせて3,926万5,000円の減額でございます。

3款後期高齢者支援金等は、1項後期高齢者支援金等で、1目後期高齢者支援金118万8,000円の減額でございます。

4款前期高齢者納付金等は、1項前期高齢者納付金等で、1目前期高齢者納付金の財源振替でございます。

6款介護納付金は、1項介護納付金で、61万6,000円の減額でございます。

7款共同事業拠出金は、1項共同事業拠出金で、1目高額医療費拠出金の追加、2目保険財政共同安定化事業拠出金の減額、差し引きいたしまして4,518万3,000円の減額でございます。

8款保健事業費は、1項保健事業費で、2目疾病予防費の高齢者インフルエンザ等予防接種助成金65万1,000円の追加でございます。

11款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金で、国民健康保険調整交付金過年度返還金25万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

1款国民健康保険税は、1項国民健康保険税で、1目一般被保険者国民健康保険税の後期高齢者支援金分現年課税分、医療給付費分滞納繰越分の追加、2目退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分の減額で、差し引き増減はございません。

3款国庫支出金は、1項国庫負担金で、1目療養給付費等負担金現年度分の減額、療養給付費等負担金過年度分と2目高額医療費共同事業負担金の追加、2項国庫補助金で、1目財政調整交付金の減額、2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の追加、差し引きいたしまして3,585万6,000円の減額でございます。

4款療養給付費等交付金は、1項療養給付費等交付金で、現年度分の減額と過年度分の追加、差し引きいたしまして1,221万3,000円の減額でございます。

5款前期高齢者交付金は、1項前期高齢者交付金で、現年度分92万8,000円の追加でございます。

6款道支出金は、1項道負担金で、1目高額医療費共同事業負担金の追加、2項道補助金で、1目財政調整交付金の減額、差し引きいたしまして714万1,000円の減額でございます。

7款共同事業交付金は、1項共同事業交付金で、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の追加、合わせて2,603万9,000円の追加でございます。

9款繰入金は、1項他会計繰入金で、一般会計繰入金の追加、2項基金繰入金で、富良野市国民健康保険事業保険給付基金繰入金の追加、合わせて2,894万5,000円の追加でございます。

10款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金854万7,000円の追加でございます。

11款諸収入は、2項雑入で、一般被保険者第三者納付金、一般被保険者返納金、退職被保険者等返納金の追加、収支不足補填分の減額、差し引きいたしまして9,460万円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第12号、平成28年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ5,182万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億5,675万8,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

ます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費で、職員管理費430万円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項介護サービス等諸費で、給付実績に伴う居宅介護サービス計画給付費、福祉用具購入費、住宅改修費の追加、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費の減額、2項高額介護サービス等費で、給付実績に伴う高額介護サービス費の追加、差し引きいたしまして4,420万円の減額でございます。

3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費で、実績に伴う介護予防サービス事業費の減額、介護予防ケアマネジメント事業費の追加、差し引きいたしまして332万8,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金は、1項国庫負担金で、1目介護給付費負担金の保険給付の実績による介護給付費負担金現年度分965万4,000円の追加でございます。

4款支払基金交付金は、1項支払基金交付金で、1目介護給付費交付金の保険給付の実績による介護給付費交付金現年度分の減額、2目地域支援事業交付金の地域支援事業の実績による地域支援事業交付金現年度分の減額、合わせまして4,233万1,000円の減額でございます。

5款道支出金は、1項道負担金で、1目介護給付費負担金の保険給付の実績による介護給付費負担金現年度分964万7,000円の減額でございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金で、1目介護給付費繰入金の保険給付の実績による介護給付費繰入金現年度分の減額、4目その他一般会計繰入金の職員給与費繰入金の減額、合わせまして950万4,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第13号、平成28年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ944万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億5,582万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款下水道費は、1項下水道管理費で、1目一般管理費の確定に伴う消費税の減額、職員数の減に伴う一般職給料及び各種手当などの減額、基金積立金の追加、3目管渠管理費の施設修繕料の執行残の減額、5目水処理センター管理費の燃料及び光熱水費の減額、水処理センタ

ー管理運転委託料の入札執行残及び汚泥運搬委託料並びに汚泥処理委託料の減額、2項下水道整備費で、1目管渠事業費の下水道管路情報整備システム構築委託料の入札執行残の減額、差し引きいたしまして944万1,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

1款分担金及び負担金は、1項分担金で、1目下水道事業分担金151万9,000円の追加でございます。

5款繰入金は、2項基金繰入金で、1目公共下水道事業基金繰入金2,110万円の減額でございます。

6款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金99万8,000円の追加でございます。

7款諸収入は、3項雑入で、1目雑入の区域外流入建設協力金914万2,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第14号、平成28年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ245万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億862万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費で、2目施設管理費の燃料及び光熱水費、水質検査委託料の執行残の減額、2項簡易水道事業費で、1目簡易水道事業費の事業費確定に伴う動力計装機器更新事業者選定支援委託料の減額、合わせまして193万1,000円の減額でございます。

2款公債費は、1項公債費で、2目利子の地方債償還利子52万8,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

1款分担金及び負担金は、1項分担金1目分担金で、事業費分担金52万4,000円の追加でございます。

3款繰入金は、1項他会計繰入金で、1目一般会計繰入金332万8,000円の減額でございます。

4款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金34万5,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第15号、平成28年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第3号は、収益的収入から43万5,000円を減額し、収入予定額を4億4,796万5,000円に、収益的支出から1,517万3,000円を減額し、支出予定額を4億2,722万7,000円にしようとするものでございます。

資本的収入及び支出については、予算第4条本文括弧書き中不足する額1億8,260万円を1億8,239万4,000円に改め、資本的収入から3,599万5,000円を減額して1億240万5,000円に、資本的支出から3,620万1,000円を減額して2億8,479万9,000円にするものと、予算第5条に定めた企業債の配水管整備事業費の限度額5,480万円を4,260万円に改めるものでございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款水道事業費用は、1項営業費用で、水道送水場等の動力費、量水器取りかえに係る修繕費、職員給与費、固定資産除却費の減額、合わせまして1,792万4,000円の減額、2項営業外費用で、企業債利息の減額、消費税及び地方消費税の追加、差し引きいたしまして275万1,000円の追加でございます。(36ページで訂正)

次に、収益的収入について御説明を申し上げます。

同じく、6ページ、7ページ上段でございます。

1款水道事業収益は、2項営業外収益で、長期前受金戻入43万5,000円の減額でございます。

続きまして、資本的支出について御説明を申し上げます。

8ページ、9ページ下段でございます。

1款資本的支出は、1項建設改良費で、西8条2配水管移設工事ほか2工事の確定に伴う減額、動力計装機器更新事業者選定支援委託料の確定に伴う減額、合わせまして3,620万1,000円の減額でございます。

次に、資本的収入について御説明を申し上げます。

同じく、8ページ、9ページの上段でございます。

1款資本的収入は、1項企業債で、1,220万円の減額、2項負担金で、2,379万5,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第16号、富良野市財政調整基金の処分について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第6条の規定により、平成29年度の事業費財源に充てるため、財政調整基金を処分しようとするものでございます。

その内訳といたしまして、道路維持補修委託事業の財源として5,500万円以内、市街地排水路整備事業の財源として2,500万円以内、道路舗装側溝改良事業の財源として2,500万円以内、市道橋長寿命化事業の財源として2,500万円以内をそれぞれ処分し、合計1億3,000万円以内を財政調整基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第17号、富良野市ふるさと応援基金条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、ふるさと納税制度により富良野市を応援したいという思いのもとに送られた寄附金を、活力あるふる

さとづくりに活用するため、基金を設置しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は設置、第2条は積立、第3条は管理、第4条は運用益金の処理、第5条は繰替運用、第6条は処分、第7条は委任に関する規定でございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第18号、富良野市まちなか居住促進助成条例の制定について御説明を申し上げます。

本条例は、富良野市中心市街地活性化基本計画におけるまちなか居住の推進のため、まちなかにある民間賃貸住宅へ入居を希望する市民などに対し、入居の際に必要な費用の一部を助成することにより、中心市街地のにぎわいの創出に寄与することを目的とするものでございます。

以下、条例の内容につきまして、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、本条例の目的について、第2条は、定義に関する規定でございます。

第3条は、助成の対象者に関する規定でございます。

第4条は、助成の金額と回数に関する規定でございます。

第5条は、助成の申請方法と助成の決定に関する規定でございます。

第6条は、助成金の請求方法に関する規定でございます。

第7条は、市長は助成金の決定の取り消し、変更もしくは返還について命ずることができることの規定と、助成金を受けた者についても、辞退または返還を申し出ることができる規定でございます。

第8条は、委任に関する規定でございます。

なお、条例の施行につきましては、公布の日から起算して3カ月以内に規則で定めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第19号、富良野市部設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、ワイン事業において、現行の組織機構を見直し、産地間競争に勝ち抜く事業戦略づくりに向け、よりの確で、効率・効果的な執行体制とするため改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条の改正は、ぶどう果樹研究所を経済部から独立させ、新たに部として設置しようとするものでございます。

第2条の改正は、経済部内において担っていたワイン事業を、新たに部として設置するぶどう果樹研究所が執行するための改正でございます。

条例の施行日は、平成29年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第20号、富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、介護を行う職員にも適用させる読みかえ規定及び育児時間と介護時間をあわせて取得する場合の時間制限の規定を追加するものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第8条の3第4項の改正は、読みかえを引用する項及び読みかえ規定の追加でございます。

第15条の2第2項の改正は、介護時間と育児時間をあわせて取得する場合、1日につき2時間を超えない範囲内とするものでございます。

条例の施行日は公布の日からとし、平成29年1月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第21号、富良野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、非常勤の特別職として、報酬及び費用弁償を支給するその他附属機関の者及びその他の者について、事業の完了、委員会等の設置・廃止等に伴い、改正しようとするものでございます。

以下、内容について御説明を申し上げます。

別表の14の項の改正は、市制施行50周年記念式典を平成28年5月に挙行し、記念表彰は実施済みとなっていることから、市制施行50周年記念表彰委員会委員を削除しようとするもの及び第2期富良野市地域福祉計画は、平成28年3月に策定が終了し、今後は実施状況の把握と効果的な推進が必要となるため、地域福祉計画策定市民委員会を地域福祉計画市民委員会と改め、委員の名称を地域福祉計画市民委員会委員としようとするものでございます。

別表の15の項の改正は、富良野市認知症総合支援事業実施要綱に基づき、認知症初期集中支援事業を実施するため、新たに認知症初期集中支援チーム員を追加するもの、学校教育の充実と教育行政の推進を図るため、学校教育指導委員会を設置したことから、学校教育指導委員を廃止し、委員の名称を学校教育指導委員会委員としようとするもの、また、保護者及び地域住民と連携し、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくコミュニティ・スクール協議会と称する学校運営協議会を設

置することから、コミュニティ・スクール協議会委員を追加しようとするもの及びアートファーム南陽館の名称で設置の芸術文化体験施設を廃止したことから、アートファーム南陽館管理人を削除しようとするものでございます。

条例の施行日は、平成29年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第22号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成29年4月から機構改革により、ぶどう果樹研究所に部長職を置くこととし、行政職給料表等級別基準職務表の等級7級を適用しようとするものでございます。

条例の施行日は、平成29年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第23号、富良野市税条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、昨年3月成立の地方税法等の一部を改正する等の法律並びに同年11月成立の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律に関し、富良野市税条例、平成26年条例第9号富良野市税条例の一部を改正する条例及び平成27年条例第22号富良野市税条例等の一部を改正する条例の関係規定を改正するものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

条例第1条は、富良野市税条例の改正で、このうち、附則第7条の3の2は、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除措置の適用期限を2年延長する改正でございます。

附則第16条は、軽自動車税の環境性能にすぐれた車両に対するグリーン化特例措置の適用期限を1年延長するなどの改正でございます。

条例第2条は、同じく富良野市税条例の改正で、このうち、第8条、第10条及び第79条は、平成31年10月1日から実施される車体課税の見直しに伴い、導入される軽自動車税の環境性能割及び種別割に係る規定の改正でございます。

第22条は、地方税法の改正により、平成31年10月1日以降に開始する事業年度から適用される法人税割の標準及び制限税率の引き下げに伴う改正で、本市の税率を現行の100分の12.1から100分の8.4にしようとするものでございます。

第80条は、従前の規定を改め、売り主が所有権を留保するなどの場合において、取得者または所有者とみなす者を定めて、軽自動車税の環境性能割または種別割を課

す旨、規定するものでございます。

第80条の2は、日本赤十字社所有の軽自動車等に対する非課税規定の追加でございます。

第80条の3は、環境性能割の課税標準に関する規定、第80条の4は、環境性能割の税率に関する規定、第80条の5は、環境性能割の徴収方法に関する規定、第80条の6は、環境性能割の申告納付に関する規定、第80条の7は、環境性能割の申告または報告をしなかった場合の過料に関する規定の追加でございます。

第80条の8は、環境性能割の減免に関する規定の追加で、改正前の軽自動車税の減免と同じ内容でございます。

第80条の9は、種別割の課税免除に関する規定の追加で、商品であって使用しない軽自動車等に対しては種別割を課さないものとする規定でございます。

第81条は、種別割の税率に関する規定で、改正前の軽自動車税の税率を継承するものでございます。

第82条は、賦課期日及び納期、第84条は、徴収の方法に関する規定で、軽自動車税を種別割とする文言整理でございます。

第85条は、税に係る申告または報告に係る規定で、軽自動車税を種別割とする文言整理と申告書の様式変更等の改正でございます。

第86条は、税に係る不申告等に関する過料に係る規定で、軽自動車税を種別割とする文言整理及び引用条の変更の改正でございます。

第87条は、減免に係る規定で、軽自動車税を種別割とするもの、また、規定の明確化を図るための文言整理でございます。

第88条は、身体障害者等に対する減免に係る規定で、軽自動車税を種別割とする文言整理及び明確化を図るための規定の整備等の改正でございます。

第89条は、標識の交付等に係る規定について、軽自動車税を種別割とする文言整理と引用条の整理でございます。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割について、法令の規定により、当分の間、市にかわり北海道が賦課徴収を行う旨の規定の追加でございます。

附則第15条の3は、環境性能割の非課税・課税免除の特例に係る規定で、法令の規定により、当分の間、市にかわり北海道が賦課徴収の事務を担うこととなることに伴い、北海道知事は、市長が定める軽自動車に対しては自動車税の環境性能割を課さないこととする規定の追加でございます。

附則第15条の4は、環境性能割の減免の特例に係る規定で、法令の規定により、当分の間、市にかわり北海道が自動車税の減免事務を担うこととなることに伴い、減免の対象を市長が定める軽自動車に対するものとし、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する規定の追加

でございます。

附則第15条の5は、北海道が市にかわり軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を担う期間、その申告先を市長にかわり北海道知事とする旨の規定の追加でございます。

附則第15条の6は、北海道が市にかわり環境性能割の賦課徴収を行うことに伴う事務費用を補償するため、市が北海道に対し、徴収取扱費を交付する旨の規定の追加でございます。

附則第15条の7は、環境性能割の税率について、営業用車両及び要件を満たす自家用車両に対しての軽減特例を定める規定の追加でございます。

附則第16条は、種別割の税率の特例について、引用条文の整理及び平成28年度中に初回車両番号の指定を受けた者に対するグリーン化特例規定の廃止等でございます。

条例第3条は、平成26年条例第9号の富良野市税条例の一部を改正する条例の一部改正で、附則第5条の改正は、種別割の文言追加と引用規定の変更に伴う整理でございます。

条例第4条は、平成27年条例第22号の富良野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、軽自動車税環境性能割の導入に伴う読みかえ規定中の引用部分の文言整理でございます。

附則第1条は、本条例の施行日を平成29年4月1日としようとするものでございます。

なお、同条第1号の規定については、条例の公布の日、同条第2号の規定については、平成31年10月1日とするものでございます。

附則第2条は、市民税に関する経過措置、第3条及び第4条は、軽自動車税に関する経過措置を定めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第24号、富良野市手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、これまで化製場等に関する法律第9条の規定に基づき、北海道が行っていた動物の飼養または収容の許可等に関する事務が市町村長に移譲されたことにより、北海道条例、化製場等に関する法律施行条例第8条に掲げる動物を飼養または収容する者に対し、許可申請の際に徴収する手数料の規定を追加するため、富良野市手数料条例の一部を改正するものでございます。

条例の施行日につきましては、平成29年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第25号、富良野市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成29年4月1日よりこども未来課を教育委員会へ移行することに伴い、子ども・子育て会議の所管を保健福祉部から教育委員会に改めようとするものでご

ざいます。

条例の施行日は、平成29年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第26号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、国による幼児教育の段階的無償化の推進を受け、市町村民税非課税世帯の第2子無償化及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を拡充するなど、利用者負担を引き下げようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

別表第1の備考4の改正は、多子世帯の負担軽減の範囲を明確化するものでございます。

備考5の改正は、市町村民税非課税世帯の第2子無償化の規定を追加するものでございます。

備考6の改正は、ひとり親世帯等の負担軽減の拡充を図るものでございます。

別表第2の備考6の改正は、児童福祉法の改正に伴い、施設の名称を整理するものでございます。

備考7は、市町村民税非課税世帯の第2子無償化の規定を追加するものでございます。

備考8の改正は、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満のひとり親世帯等の負担軽減の拡充を図るもので、第4階層から第6階層の利用者負担額を3歳未満児の場合は月額9,000円、3歳以上児の場合は月額6,000円とするものでございます。

条例の施行日は、平成29年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第27号、富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、国による幼児教育の段階的無償化の推進を受けて、市町村民税非課税世帯の第2子無償化及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を拡充するなど、利用者負担を引き下げようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第4条から第6条及び別表の改正は、子ども・子育て支援新制度に基づく文言の整理でございます。

別表備考5は、児童福祉法の改正に伴い、施設の名称の改正でございます。

備考6は、市町村民税非課税世帯の第2子無償化の規定を追加するものでございます。

備考7の改正は、ひとり親世帯等の負担軽減の拡充を図るものでございます。

条例の施行日は、平成29年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第28号、富良野市看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市における優秀な看護職員を育成するとともに、その確保を図るため、平成10年度から制度を開始しているところであります。現在まで延べ157名が利用し、そのうち、本年度卒業予定者の内定を含めた市内の医療機関に就業する者は延べ115名となり、市内医療機関への就業にある一定程度の成果があったものと認識しております。

今後、より一層就学しやすい環境を整えるため、就学期間の学費等のさらなる負担軽減の援助を行い、市内医療機関の看護職員の充足を図るため、貸付金月額を2万円から3万円に引き上げようとするものでございます。

条例の施行日は、平成29年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第29号、富良野市介護保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、平成29年度の介護保険第1号被保険者の保険料の段階的判定に関する基準の特例として、合計所得金額から租税特別措置法による長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を合計所得金額として用いることとしようとするものでございます。

以下、内容につきまして御説明を申し上げます。

附則の改正は、現行の介護保険制度における第1号被保険者の保険料の段階的判定に用いる合計所得金額には、土地を譲渡した場合に生ずる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されないことから、譲渡した年の翌年の介護保険料が高額になるため、災害や土地収用など本人の責めに帰さない理由による売却収入がある場合には、特別控除額を控除した額により判定することとしようとするものでございます。

条例の施行日は、平成29年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第30号、富良野市道路占用料徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以下、概要について御説明を申し上げます。

このたびの別表の改正は、道路法施行令における道路占用料について、これまで人口規模及び市区町村別の3区分によることとされておりましたが、改正により固定資産税評価額の地価を基礎とする区分となり、地価の平均が都の特別区及び政令市要件を満たす50万人以上の市の地価の平均以上の市町村である1級地、地価の平均が特別市要件を満たす20万人以上の市の地価の平均以上の

市町村で1級地以外である2級地、地価の平均が人口20万人未満の市の地価の平均以上の市町村で1級、2級地以外である3級地、地価の平均が市町村の地価の平均以上の市町村で1級、2級、3級地以外である4級地、その他の市町村である5級地の5区分に変更されたことから、道路占用料の変更を行うため改正するものでございます。

条例の施行日は、平成29年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第31号、富良野市住宅改修促進助成条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、住宅改修工事のうち、耐震改修工事について、市内の耐震化率向上のため、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修工事を助成対象としておりますが、築年数としては35年以上となることから、改修より建てかえを選択することが一般的であり、また、建てかえは耐震化率向上につながることから、耐震性のない住宅の解体除却工事を助成対象に追加しようとするものでございます。

なお、老朽化した住宅を減らすことは、将来、発生が想定される特定空き家対策の軽減効果も期待できるものと考えております。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第2条及び第8条の改正は、助成対象となる耐震改修工事に木造以外の住宅へ助成対象を拡大するとともに、建物全体を除却する解体工事を追加しようとするものでございます。

第9条の改正は、助成対象とする解体工事の居住要件を整理するものでございます。

第10条の改正は、国の制度拡充にあわせ、工事費の区分に応じた額を助成するとともに、解体工事に対して20万円を助成するものでございます。

条例の施行日は、平成29年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第32号、富良野市建設関係手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成29年4月1日から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が施行され、これまで建築物が省エネルギーに関する基準に適合する技術的審査ができる調査機関を定めたエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条の規定が削除されることから、本条例で引用しております調査機関の文言を削除しようとするものでございます。

また、平成29年4月1日に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令が施行され、本条例で引用しております条項が変更となることから、引用条項を改正しようとするものでございます。

条例の施行日は、平成29年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第33号、市道路線の認定及び廃止について御説明を申し上げます。

市道路線の路線番号1841、1846及び1849は、北麻町団地の建てかえに伴う団地内道路整備が完了したことから、市道の認定を行うものでございます。

路線番号2304は、一旦、廃止し、道営土地改良事業で整備する区間を除き、路線番号2304及び2395として改めて市道認定するものでございます。

路線番号2506は、道路の現況調査を実施し、市道終点部を変更するため、一旦、廃止して改めて認定するものでございます。

路線番号4381は、道路過疎基幹農道整備事業の事業完了に伴い、新たに市道として認定するものでございます。

なお、市道の総延長につきましては、この認定及び廃止により600.76メートル減で、719.02キロメートルとなります。

また、市道路線の位置等につきましては、議案関係資料を参照いただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほどをよろしくお願いいたします。

御訂正を願いたいと思います。

議案第15号、平成28年度富良野水道事業会計補正予算についての御説明をさせていただいた中で、1款水道事業費用1項営業費用の中の企業債利息の減額、消費税及び地方消費税地方消費税の追加、差し引きいたしまして275万1,000円の追加と申し上げるところを245万1,000円と説明をさせていただきました。正しくは275万1,000円でございますので、御訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 以上で、本件24件の提案説明を終わります。

日程第9 予算特別委員会の設置

○議長（北猛俊君） 日程第9、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第9号の平成29年度富良野市各会計予算及びこれに関連する議案第16号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第26号から議案第31号までの以上19件につきましては、さきに議会運営委員長の報告のとおり、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいまお諮りをいたしました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議員全員を本職より御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの御指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

本会議終了後、予算特別委員会をこの場にて開催いたします。

散 会 宣 告

○議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明3月1日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時02分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 2月28日

議 長 北 猛 俊

署名議員 岡 野 孝 則

署名議員 後 藤 英 知 夫